

防衛省

《防衛省》

表 21-1 防衛省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	防衛省における政策評価に関する基本計画（平成 26 年 3 月 31 日策定） 平成 27 年 10 月 1 日一部改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成 26 年度から 30 年度までの 5 年間
	2 事前評価の対象等	○ 事前評価は、事業評価方式を基本として実施する。 ○ 法第 9 条に規定する事前評価の実施に当たっては、施策等の採択及び実施の可否の検討に資するため、当該施策等の実施により期待される政策効果を含め、その必要性等を評価する。 ○ 事前評価の対象は、施策等のうち、法施行令第 3 条各号に該当するものとする。
	3 事後評価の対象等	○ 施策を対象とする事後評価は、実績評価方式を基本として実施する。 ○ 事務事業を対象とする事後評価は、事業評価方式を基本として実施する。 ○ 実施計画には、法第 7 条第 2 項に規定する事項のほか、事後評価の対象としようとする施策等ごとに、評価時期等を定めるものとする。 ○ 施策及び租税特別措置等(法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に限る。)は、基本計画の計画期間内に少なくとも一度は事後評価の対象となるよう選択する。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 内部部局の各課(これに準ずる組織を含む。)は、政策評価の結果を概算要求、組織及び定員要求、法令等による制度の新設、改廃等による施策等の見直し、各種中長期計画の策定等の企画立案作業に資するため活用し、関連する施策等へ反映させるものとし、その内容を大臣官房企画評価課に通知する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 大臣官房企画評価課は、基本計画、実施計画、政策評価書、政策評価の結果の施策等への反映状況等の公表に当たり、国民が容易にその内容を把握できるよう、防衛省ホームページへの掲載等を行う。 ○ 外部からの意見等は、大臣官房企画評価課又は防衛省ホームページにおいて受け付けるものとする。
実施計画の名称	平成 27 年度の防衛省における事後評価の実実施計画（平成 27 年 3 月 31 日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に掲げる政策等として基本計画に掲げる政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価:25 施策について実績の測定を実施し、実績の測定の結果等により、評価の必要があると認められる場合には、評価を実施する。
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 21-2 防衛省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価	事業評価方式：6件 (新規研究開発) 〔表21-3-ア〕	事業を実施することが妥当	6	評価結果を踏まえ、評価対象事業を実施することとした	6	〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 (概算要求に反映 6件)
	事後評価	主要な行政目的に掲げる政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号)	該当する政策なし (注)	—	—	—
	未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—

(注) 「平成 27 年度の防衛省における事後評価の実施計画」に定める政策について、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成 25 年 12 月 20 日政策評価各府省連絡会議了承) の 4 の「実績の測定 (モニタリング)」を実施

表 21-3 防衛省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 平成 28 年度予算概算要求に当たり、事業評価方式を用いて、以下の 6 項目を対象として評価を実施し、その結果を 27 年 8 月 28 日に「平成 27 年度政策評価書（事前の事業評価）」として公表

表 21-3-ア 研究開発を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	可変深度ソナーシステム（パイ／マルチスタティック用）
2	艦載砲用ロケットアシスト長射程弾技術の研究
3	消磁用 U E P 低減装置
4	推力偏向ノズルに関する研究
5	将来戦闘機用小型熱移送システムに関する研究
6	光波スマートセンサ技術の研究

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表 21-4-(1) 参照

- (2) 租税特別措置等に係る 1 政策を対象として事前評価を実施し、その結果を平成 27 年 8 月 28 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表

表 21-3-イ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	予備自衛官等である雇用者の数が増加した場合の法人税額等の特例措置の創設

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表 21-4-(2) 参照

2 事後評価

該当する政策なし

政策体系(防衛省)

※ この政策体系は、平成26年3月31日策定の基本計画に定めるもの

基本目標	政策分野	施策
繁栄が国際協力の確保に、我が国の役割を積極的に果たすこと、我が国の平和主義の観点から、我が国自身を軸として外交力を、世界の平和関係と安定及び自	総合的な防衛体制を構築し、各種事態の抑止・対処のための体制を強化	1 周辺海空域における安全確保 2 島嶼部に対する攻撃への対応 3 弾道ミサイル攻撃への対応 4 宇宙空間及びサイバー空間における対応 5 大規模災害等への対応 6 情報機能の強化
	外交政策と密接な連携を図りながら、日米同盟を強化	7 日米防衛協力の強化 8 在日米軍の駐留をより円滑かつ効果的にするための取組
	諸外国との二国間・多国間の安全保障協力を積極的に推進、グローバルな安全保障環境の改善	9 二国間・多国間共同訓練・演習の実施 10 防衛協力・交流の推進 11 能力構築支援の推進 12 海洋安全保障の確保 13 国際平和協力活動の実施 14 軍備管理・軍縮及び不拡散の努力への協力
	防衛力の能力発揮のための基盤の確立	15 訓練・演習の充実・強化 16 部隊等の各種支援機能の強化 17 人事教育施策の推進 18 衛生機能の強化 19 防衛生産・技術基盤の維持・強化 20 装備品の効率的な取得 21 研究開発の推進 22 地域コミュニティとの連携 23 情報発信の強化 24 知的基盤の強化 25 防衛省改革の推進

(注) 政策ごとの予算との対応については、防衛省ホームページ(<http://www.mod.go.jp/j/yosan/2015/taiou.pdf>)参照